

②「担い手」を増やすための活動

まちが元気になるためには、まちでさまざまな活動を行うたくさんの「担い手」が必要です。

広報紙やSNS、あびらチャンネルなどの広報媒体を引き続き活用しながら、学びの支援と啓発に取り組んでいただきたいと思います。

【理 由】

まちづくり基本条例第17条では「職員と町民のコミュニケーション」の重要性に、第18条では町民同士がつながるための「コミュニティづくり」とその「担い手育成」の大切さに言及しています。また「町民がまちづくりの主役」と位置づけて町民、行政（町長を含む役場）、議会が対等な立場で協働し、情報を公開して皆さんと共有した上で、さまざまな取り組みに関わっていただくことを通して、町民一人ひとりが夢を育み、学び合い、安心安全に暮らすことができるまちの実現を目指しています。そのために必要なことは何かを考え、まとめたものです。

(2)町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項について

①子どもにやさしいまちづくり

まちづくり基本条例や町民参画推進条例などに規定される「町民」とは、当然に「子ども」を含むものであるということを改めて確認し、特に子どもたちに直接影響の及ぶ遊びや学びに関することを決めるときは、必ず当事者としての子どもたちや、その保護者の皆さんに直接意見を聞くよう、引き続き努力を重ねていただきたいと思います。

②町民の意見を直接聞く場としての町民自治推進委員会

町民からその取り組みに関する意見を直接聞くための「パブリック・コメント」が実施されても、意見が寄せられない事例がいくつか見られました。そこで、町民参画推進条例に規定される「審議会等」の1つとして、私たち町民自治推進委員会を活用していただき、形式的な手続きにとどまらない、本質的な町民のまちづくりへの参加を実現していきたいと考えます。

③参加しやすいパブリック・コメント

町民がパブリック・コメントへ参加しやすくするために「安平町LINE公式アカウント」を活用して周知することが重要だと考えます。

【理 由】

町民参画推進条例では、町民がまちづくりに参加するための基本的な事項を定め、町民と行政の協働によるまちづくりを進めることが目的とされています。

また、安平町ではこれまで「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の理念を大切にしてきました。今後予定される「（仮称）子どもの教育環境条例」で子どもの権利について規定する際には、まちづくり基本条例との整合性を図るよう第3期、第4期の委員から提言されています。

町民のまちづくりへの参加は、条例に基づき形式的、手続き的に促されるということは本質でなく、実質性を追求するべきであると考えています。

